

千葉県スポーツ少年団本部長・副本部長会議

部活動地域移行（展開）における スポーツ少年団の関わりについて



千葉県部活動地域移行実行委員会事務局
（千葉県教育庁教育振興部保健体育課）

具体的に何をすればよいのか??

何ができるか **主役の一人**として 考える

スポーツ（文化芸術）指導

登録や経理等の事務

組織の運営

指導者の勤怠管理

情報の周知

活動の見守り

新たな価値の創出

トラブル，悩み相談

財源確保

協力者の募集

関係団体，人材の仲介

計画，方針の策定

地域全体で**役割を分担**し，新しい文化を創出する。

地域のニーズ，個人や団体の実情に応じて

運動部活動の地域連携・地域移行に関連する動き

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁→地域との連携の提示
 - ・「平成31年中教審答申」及び「給特法改正案の附帯決議」令和元年 →地域化への検討と早期実現を指摘
 - ・「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」令和2年9月 スポーツ庁 →地域化へのスケジュール
 - ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の
取扱い等について（通知）令和3年2月 文科省 →兼職兼業の考え方を整理
 - ・運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和3年10月～→課題や実現に向けた選択肢を検討
→「検討会議提言」（令和4年6月）
 - ・「運動部活動の地域移行に関わる地域クラブ等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について」令和4年3月
「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」令和4年6月 日本中体連
→令和5年度全国中学校体育大会の参加資格が緩和
 - ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」令和4年12月 スポーツ庁・文化庁
→「改革推進期間（令和5～7年度）」を設定
- ・「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」令和5年3月 千葉県
→千葉県の方針・スケジュール
- ・地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 令和6年8月～

…中間とりまとめ：令和8年度より6年間で「改革実行期間」とし平日も進める

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

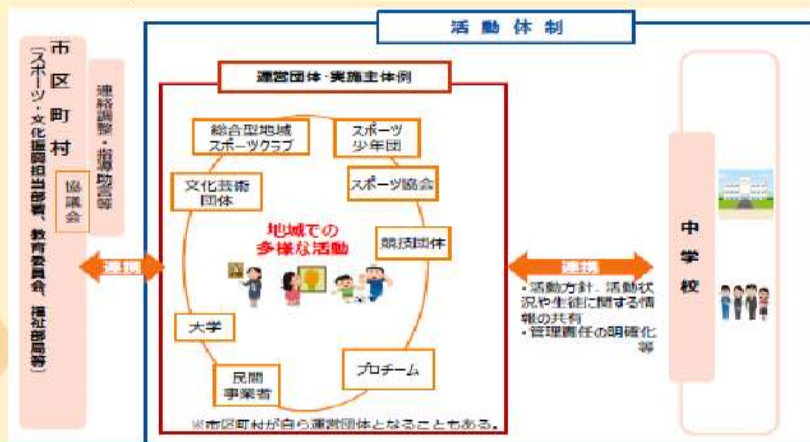
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アマチュア、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



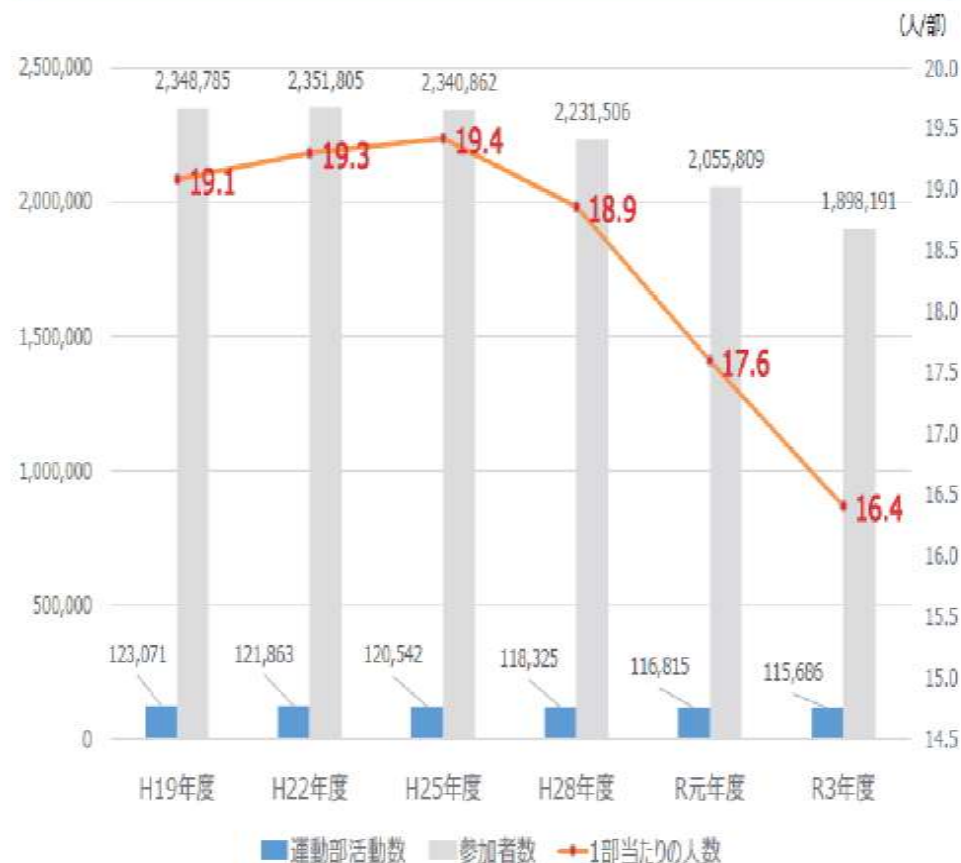
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）より

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。



（出典）日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動の地域移行に関する検討会提言参考資料集より

千葉県における運動部活動の今後の予測

(令和4年10月 保健体育課)

2021年を起点として推計

基礎データ

年度		2021	2025	2030
千葉県人口ビジョン（令和2年）より、年少人口の低下率を推計		100%	94%	89%
生徒数（人） ※令和3年度学校基本調査より		158265	148769	140856
小 中 体 連 デ ー タ	部員数（人）	97695	91833	86949
	部活動数 ※男女はそれぞれカウント	4714	変化がない想定で以下試算	
	平均部員数（人）	20.7	19.5	18.4

5年間で約5%減
10年間で約10%減

※2035以後も同様、いずれ平均部員数は14名以下になる見込み



地域・種目によっては、チームが組めない。

人数的に練習すら成立しない状況も見込まれる。
(3年生引退後は数名)

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」 令和2年1月17日告示

教育職員の時間外在校等時間 月45時間以内

※特別な事情がある場合は月100時間未満に限り可能。
→ただし、連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、
かつ時間外在校等時間45時間超えの月は年間6カ月以内。

【令和4年度における千葉県の状況】 令和4年6月実施「教員等の出退勤時刻調査」より

月あたりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
57.2%	69.5%	74.7%	36.0%	13.7%

月あたりの時間外在校等時間

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
49時間45分	65時間06分	60時間08分	41時間29分	29時間44分

令和6年度千葉県における推進組織

R 4 千葉県地域部活動検討委員会（年6回開催し、課題把握と進捗状況进行分析・検討）

R 5 はより各所管の団体等に対する具体的な働きかけ等の実務に重きをおき、組織を再編

千葉県部活動地域移行実行委員会

< 県教育委員会 >

教育庁教育振興部保健体育課(事務局) 教育庁教育振興部学習指導課

< 知事部局 >

環境生活部生涯スポーツ振興課 環境生活部競技スポーツ振興課

環境生活部文化振興課

< 外部団体 >

県スポーツ協会 県スポーツ少年団 県スポーツ推進委員連合会

県小中学校体育連盟 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

県中学校長会 県芸術文化団体協議会

文化系

運動系

県総括コーディネーター1名（本庁）
エリアコーディネーター5名（各教育事務所1名）

県総括コーディネーター1名（本庁）

チームちば

誰でも

中学生
地域住民

教師 スポーツ指導者
スポーツ・文化芸術団体

芸術家
民間企業

やりたい

する（競技・演奏）

見る（観戦・鑑賞）

支える（指導・応援）

体力向上
リラクセーション
交流・親睦

スポーツが
（文化・芸術活動等）

挑戦・追求

組織・団体 施設・場所 制度・ルール 財源

できる

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

令和5年3月 千葉県

少子化による部員数低下

5年毎に約5%ずつ年少人口低下

教職員の業務負担

超過勤務時間45時間以上の割合＝中学校69.5%，義務教育学校74.7%（令和4年10月19日 教職員課）

1 学校部活動

- ・地域や学校の実情に応じた**適正な数の部活動**を設置。
- ・顧問は**必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえた運用。
（認識の共通理解、部活動指導員・外部指導者の活用、勤務時間管理等）
- ・**活動は平日を基本**とし、長くとも1日2時間程度。週末等に活動する場合は長くとも1日3時間程度。週当たり2日以上 of 休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上）。
- ・合同部活動や、他校種、地域団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した活動推進。

2 地域クラブ活動

- ・学校を含めた地域全体のより良い活動環境整備。
- ・地域スポーツや文化芸術、教育関連部署や学校、保護者等の関係者からなる**協議会**等の体制整備。
- ・多様なニーズを踏まえ、運営団体・実施主体を整備。
- ・**競技志向の団体を含め**、活動は長くとも平日2時間程度、休日は3時間程度。週当たり2日以上 of 休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上）。
- ・指導者確保と、指導者の質の向上。
（人材バンク、**希望する教師等の円滑な兼職兼業**、資格）
- ・**管理責任の主体の明確化**と、望ましい**保険の選定**。
- ・学校を含めた**公共施設の円滑な利用**。
- ・**会費の低廉化**、困窮世帯への支援等。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

「誰でも（年代や立場を問わず）**やりたい**（関わり方に関わらず）

スポーツ・文化芸術活動が（目的や志向に応じて）**できる**（選び実践する）」環境

→ 令和5年度各市町村1部活動、令和6年度各学校1部活動、令和7年度各学校複数の地域移行を目指し支援（令和7年度末までに全部活動地域移行完了の推進計画を示す）

- ・改革推進期間(令和5～7年度 スポーツ庁 文化庁)後も休日部活動を実施する場合、部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域へ移行。
- ・**協議会の機能**を活かし、平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の緊密な連携体制を構築する。
- ・活動時間及び適切な休養日の設定は、活動ごとではなく、**参加生徒の週当たりの活動を総括して**遵守できるよう、連携に努める。
- ・活動方針や協議会の検討状況等、随時ホームページ等で公開するなど、説明を丁寧に行いながら推進する。
- ・平日はできるところから取り組み、地域によっては平日から先に取り組む等、当該地域にふさわしい方針を決定する。

4 大会等への参加

- ・生徒が参加する大会の全体像を把握、過度な負担にならないよう配慮。
- ・多様なニーズに応じた大会の在り方を検討。
- ・大会運営スタッフの確保と、大会運営へ従事する立場の整理。

5 安全に配慮した体制整備

- ・**AED**の使用が容易であり、施設の状態に関する**引継ぎ**ができる環境。
- ・事故や自然災害に対応した危機管理マニュアル、連絡体制等の共有。
- ・熱中症に関連する情報の共有と、連携、対応の在り方。

地域クラブ活動の位置づけ

受益者負担

高

トップレベル

<想定される運営団体>

民間企業（営利クラブ） トップチーム傘下スクール 等

高い専門的指導を希望する生徒・保護者が選び、ある程度の会費負担を見込んで参加するカテゴリー。従前から一定層が利用し、地域移行後も需要は変わらない。

<想定される運営団体>

NPO法人 一般社団法人 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会
スポーツ少年団 自治体 地域ボランティア団体 PTA組織 民間企業 等

魅力を味わう

学校部活動に期待されてきた、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に触れる入口として機能し、諸活動とのバランスの中で豊かな経験を得るためのカテゴリー。

引き続き、誰もが参加しやすい環境整備が望まれる。

いわゆる社会教育の一環と捉えられる

スポーツ・文化芸術活動のきっかけ

「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（令和5年3月）に示す**地域クラブ活動**

(部活動の) 地域移行 = ~~部活動(学校)の問題~~

誰もが継続的にスポーツ（文化芸術）活動に触れられる機能の

学校を含めた地域の全員が当事者



課題を支え合い持続可能な新たなスポーツ・文化基盤を

スポーツ少年団の立ち位置

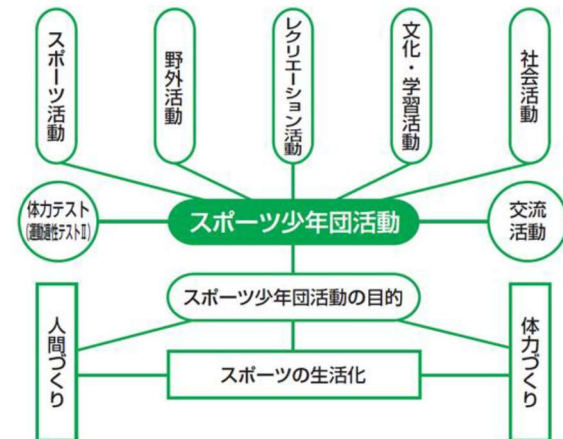
参考文献：ガイドブック「スポーツ少年団とは」令和6年度版

「スポーツによる青少年の健全育成」

- ①だ れ が =子どもたちが
- ②い つ =自由時間に
- ③ど こ で =地域社会で
- ④な に を =幅広いスポーツ活動を
- ⑤どのようにして =グループ活動で行っている集団

スポーツ少年団の掲げる「スポーツによる青少年の健全育成」という大義名分は、明るく活気に満ちた地域社会を築き上げていく上で極めて重要です。誰にとっても他人事ではありません。（H28版P33）

■スポーツ少年団の活動分野



日本スポーツ少年団HPより (<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid265.html>)

スポーツ少年団の対象について、創設（1962年）時資料より一部抜粋

●少年であれば誰でもよい

本来は誰でもよいわけですが、ここでいうスポーツ少年団に当たる年齢は、大体12才から15才までの男女中学生を主な対象と考えています。そしてこれらの少年と一緒に活動できる少年なら、10才、11才の小学生5、6年生や16才から18歳の高等学校生徒等を加えてもかまいません。

●なぜ中学生を主な対象にしたか

…中略… 心身の発達がもっとも旺盛な時期であるため …中略… 組織的なスポーツを中心にした活動とそれを行う組織および良い指導者のお世話になる必要があります。このような理由があるのに、現在わが国にはこの年齢層を中心にした社会的な組織活動が行われておりません。そこで中学生を中心にしたスポーツ少年団が考えられたわけです。

現在の登録要件

- 登録年4月1日現在満3歳以上（年齢上限はなし）

現在の活動要件

- スポーツ少年団の理念に賛同し、10名以上の団員と2名以上の理念を学んだ指導者を登録すること

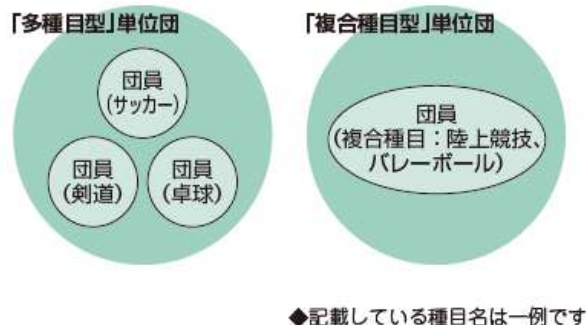
スポーツ少年団の地域スポーツクラブとしての発展

参考文献：ガイドブック「スポーツ少年団とは」令和6年度版P37～38

タイプⅠ

【多項目型・複合種目型】

「単一種目型で活動している一つの単位団」において、多項目型化、または複合種目型化により活動の活性化を図る。また、「複数の単位団」が少子化への対応や組織運営の効率化等を図っていくため、一つの単位団となり活動することも想定される。



タイプⅡ

【多世代型】

「一つの単位団として」、または「複数の単位団が統合して」、シニア・ジュニアリーダーや役員・スタッフ、保護者等のスポーツ参加により、団員年齢の範囲を広げ（多世代型化）、活動や組織の活性化を図る。

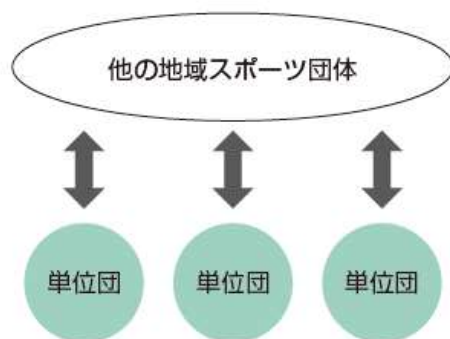


タイプⅢ

【連携型】

「一つの単位団」、または「複数の単位団」が、総合型クラブ等の既存の他の地域スポーツ団体と連携することで、活動の活性化を図る。

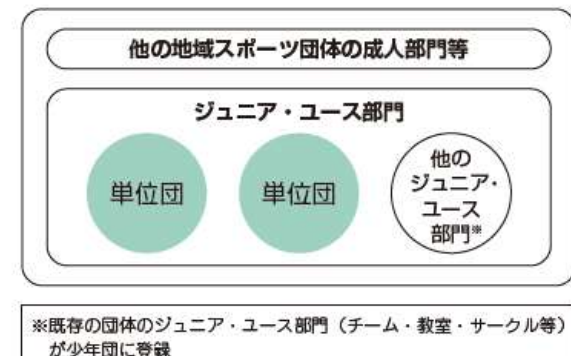
例：単位団の団員募集を地域スポーツ団体が代行、イベントを共同で実施 等



タイプⅣ

【統合型】

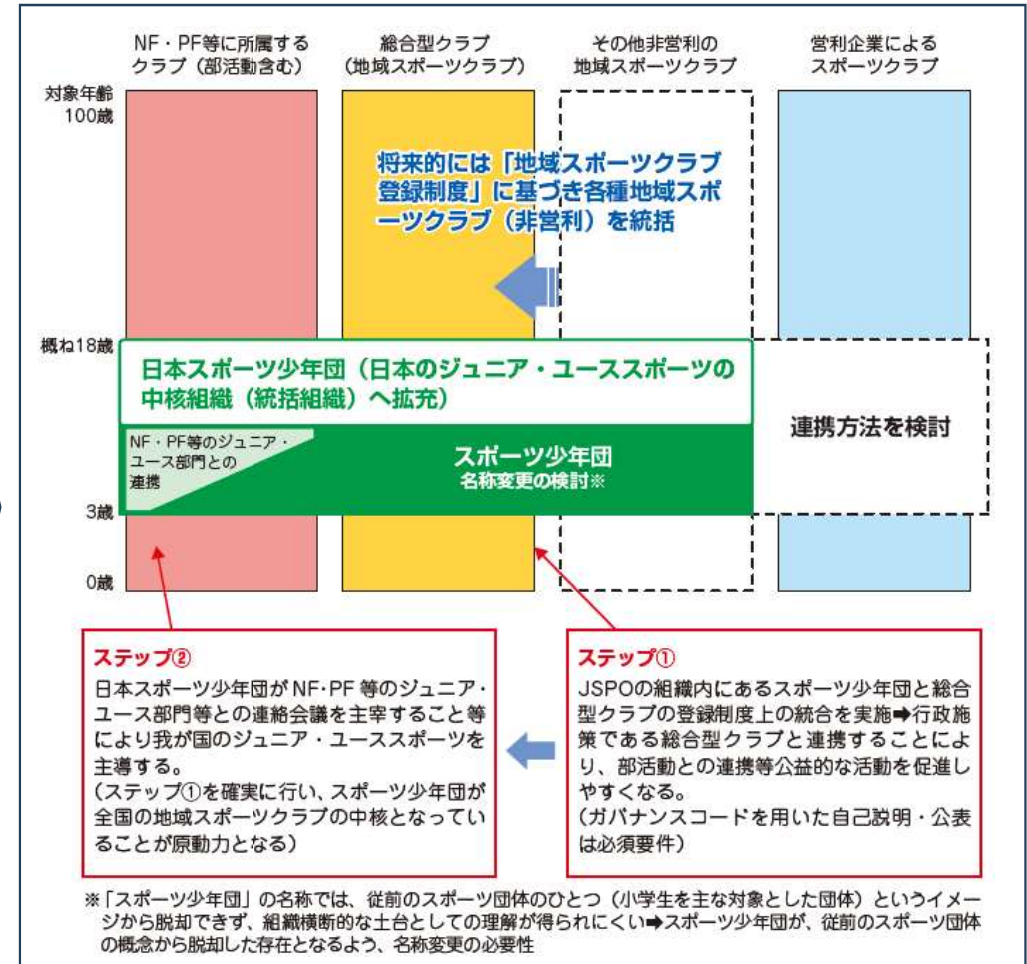
「一つの単位団が」、または「複数の単位団が統合して」、既存の他の地域スポーツ団体と統合した上で、ジュニア部門として位置することで、活動や組織の活性化を図る。



関連資料：H28版より一部抜粋

スポーツ少年団が、それぞれの地域における総合型地域スポーツクラブづくりに中心的役割を担うことは、スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブの中に埋没してしまうというものではありません。
スポーツ少年団が結成されていない地域においては、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門の充実をはかるという動きがでてくることが期待されます。あるいは、スポーツ少年団は活動しているものの、少子化等の影響等から、単位団の活動に問題を抱えているという地域では、特定種目に限定的ではない少年団活動も含めて、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門としての発展を図る等の新たな展開が広がることも期待できます

スポーツ・文化芸術活動と地域デザイン



これからの学校部活動と地域クラブの関係

平日

<顧問>
教職員
部活動指導員

<活動>
1日は休養日を設ける
長くとも1日2時間程度

<管理主体>
校長及び学校の設置者

休日

①平日と独立した地域クラブ活動を行うパターン（本来の休日の在り方）
○平日部活動とは異なる種目・ジャンルの活動に自由に参加する。
○平日と同様の種目・ジャンルだが、連携はしていない団体に参加する。

②平日の延長として地域クラブ活動を行うパターン（従来に近い在り方）
○同一の目標や価値を共有。
※参加の強制力（意図しないものも含む）や教職員の人事異動等に活動を左右されることが生じないように注意が必要。

③学校部活動として実施するパターン（例外的な活動）
○部活動指導員による指導。
○平日のみの部活動が、練習試合や合同練習等で、**単発又は顧問輪番制**で実施する。

地域クラブ①との関連に配慮が必要。

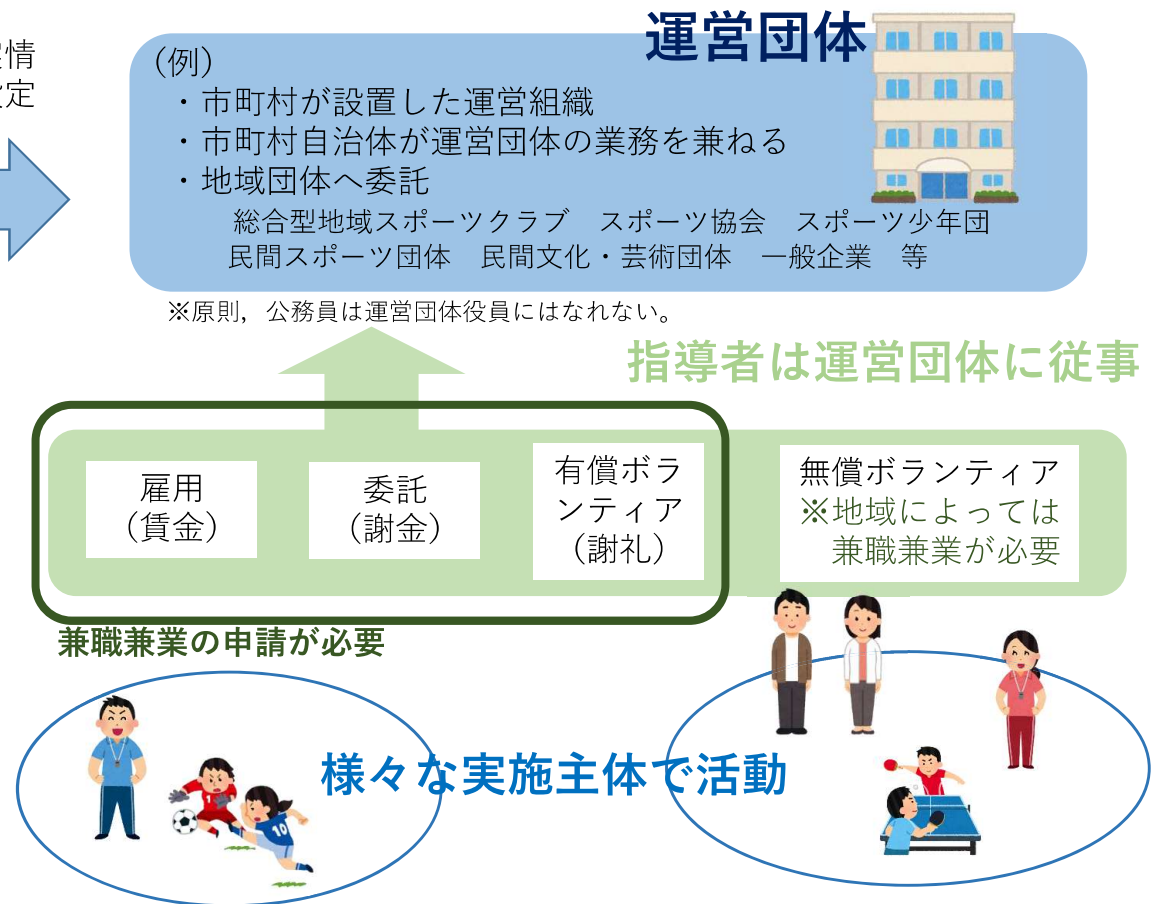
地域クラブ運営（指揮命令系統）のしくみ

平日（学校部活動）



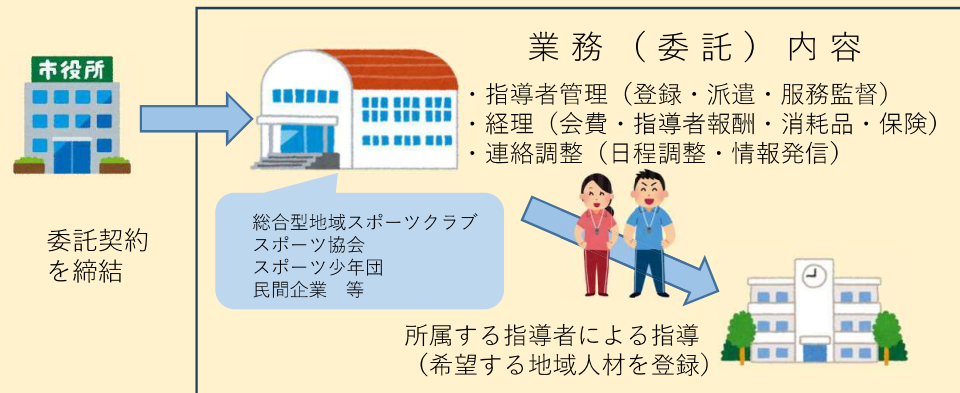
地域の実情
に応じ設定

休日（地域クラブ活動）

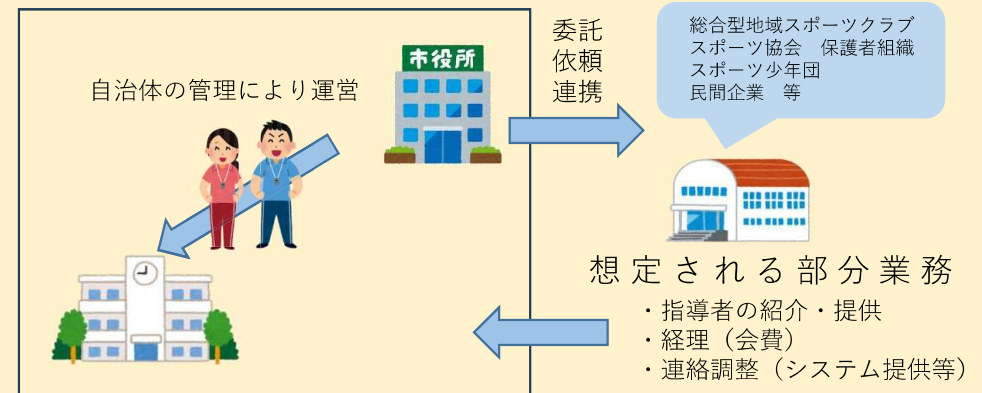


市町村の実態に応じた地域クラブ運営体制

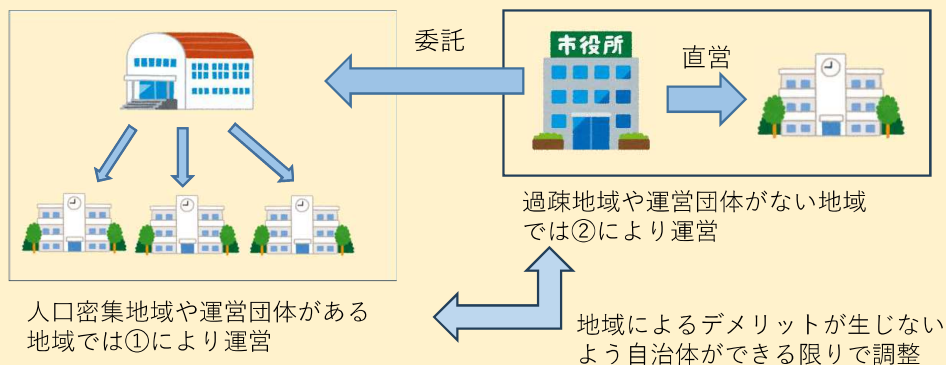
①自治体から運営団体を委託（成田市・佐倉市・流山市・睦沢町）



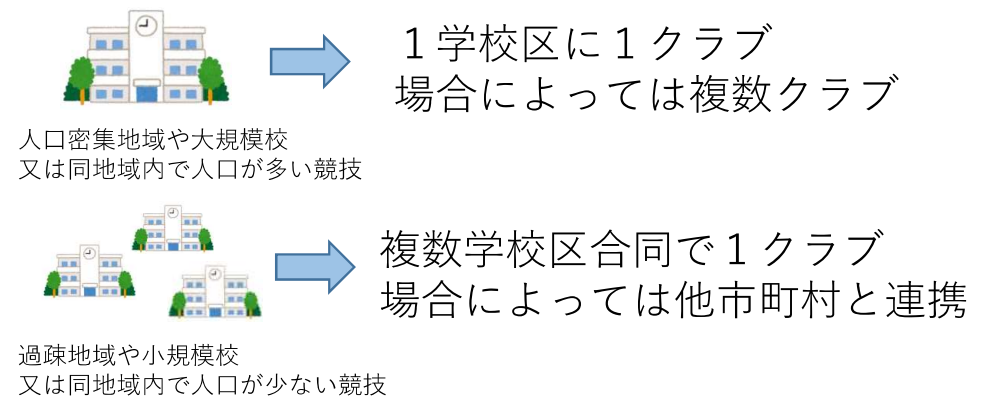
②自治体から部分的に業務委託（八千代市・山武市・袖ヶ浦市・鴨川市）



③域内の実情に応じて複数の運営体制を併用



地域クラブの効果的な範囲（例）



R 6.9 時点 地域移行進捗状況（地域クラブ）

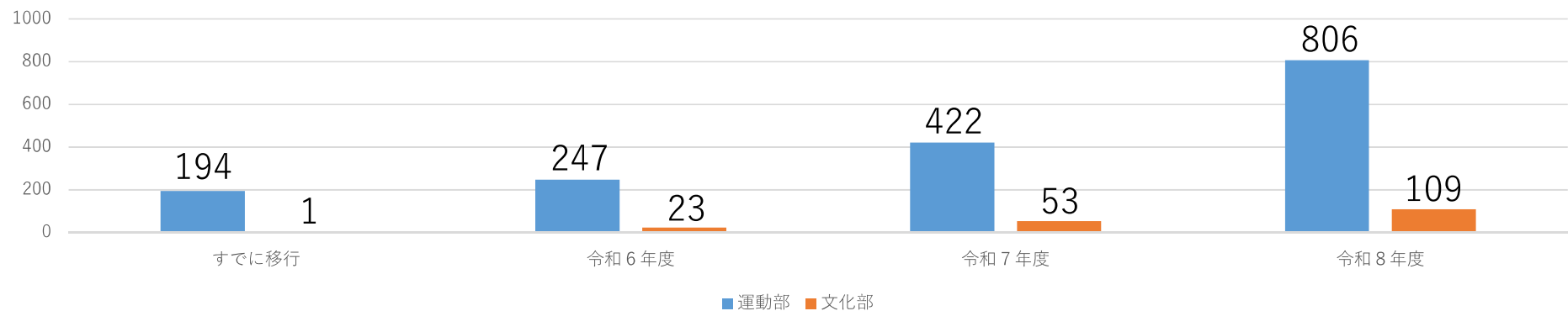
完全移行年度
R 8 = 8市町村
R 7 = 4市町村
R 6 = 1市町村

地域クラブ活動の設置予定（政令市を除く）

	すでに活動中	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
運動系	1 9 9 (24市町村)	2 5 0 (29市町村)	3 6 2 (35市町村)	6 7 5 (37市町村)
文化系	3 (3市町村)	2 6 (5市町村)	4 0 (11市町村)	9 1 (18市町村)

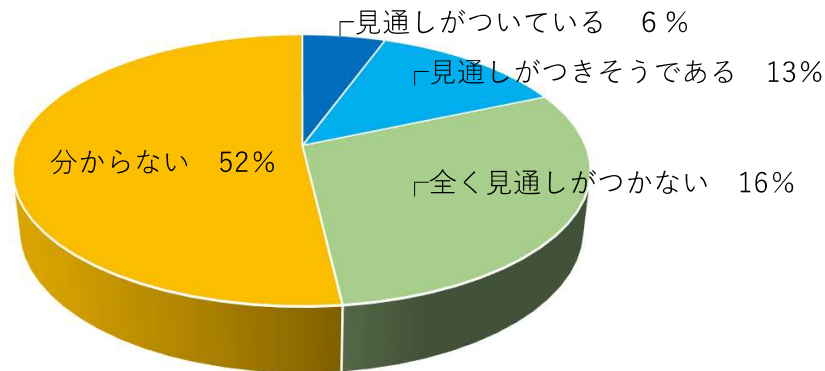
部活動の休日地域移行実施予定（政令市を除く）

参考 部活動数（R5調査） 運動系 **3 0 5 0 部** 文化系 **8 0 8 部**（休日活動数 **3 6 8 部**）

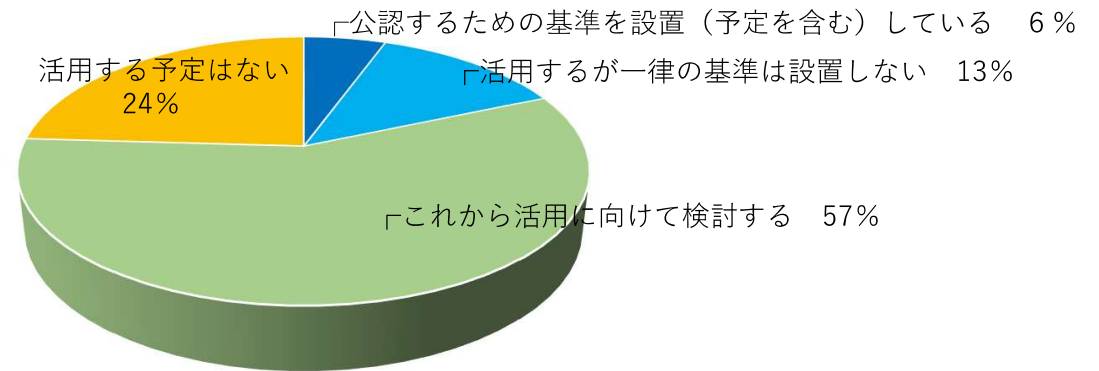


R 6.9 時点 地域移行進捗状況②（課題解決）

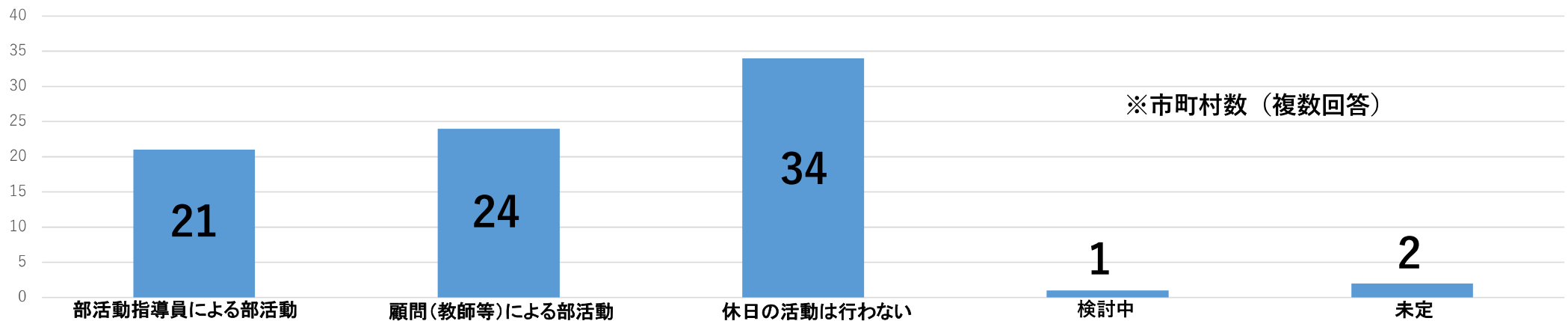
域内の地域クラブ指導者の確保



既存クラブ等の活用（実施主体）



休日に地域移行ができない場合の対応（予定）



何ができるか 主役の一人として 考える

スポーツ（文化芸術）指導 登録や経理等の事務 情報の周知 組織の運営 トラブル、悩み相談
活動の見守り 指導者の勤怠管理 新たな価値の創出 協力者の募集 財源確保 関係団体、人材の仲介
計画、方針の策定



組織として（要望を受けて）

- ①要望に応じ，協力できる場合は協力
- ②要望に応じ，協力が難しい場合は，代替案を提示

組織として（事前に）

- ③できそうなこと，地域の未来について提案

個人として

- ④人材バンク「ちばクラサポ」等を介し，指導者を求める自治体へ協力
- ⑤共に情報発信し，協力者や理解者を増やし，子どもたちの応援団を増やす

詳細は，各地域の担当課へお問い合わせください。

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

（１）改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

（２）地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（１つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

（３）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

（４）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 ※<u>地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい</u>。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施</u>。 ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。
次期 改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度</u> ⇒ <u>中間評価</u> ⇒ <u>後期：令和11～13年度</u>） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</u>。 ※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</u>。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、<u>地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ※<u>受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実に措置を行う必要</u>。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクール運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止（指導者等への研修、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等